

## 政治と法務・司法の正常化を確立すべし

平野 貞夫  
元参議院議員

33年前の1989(平成元)年に起こったリクルート事件で、公明党の池田克也衆院議員が「受託取賄罪」で起訴された事件を、前号で取り上げた。その校正作業終了直後の3月29日、東京地裁は遠山清彦元公明党衆院議員(元財務副大臣)を「貸金業法違反罪」で、懲役2年・執行猶予3年、罰金100万円とする有罪判決を言い渡し、遠山被告が控訴しなかったことから判決は確定した。

この遠山氏の犯罪要件は、日本政策金融公庫の新型コロナ対策特別融資を違法(無登録)で仲介したことである。コロナ禍で全国民が苦しむ中、2020年3月頃から21年6月頃にかけて計111回にわたり仲介。そのうち82回は単独で、29回は太陽光発電関連会社(テクノシステム社)の元顧問・牧厚被告(故藤井富雄公明代表・都議会公明党幹事長の側近)との共謀

によるものである。仲介の謝礼は1010万円、これを現金で受領したと、検察側は公判で指摘している。緊急事態宣言中に銀座の高級クラブで深夜に豪遊していたことが発覚し、21年2月に衆院議員を辞職。その後も公庫に対する融資希望者の紹介を続け、手数料を受け取っている。さらにテクノシステム社関連では、遠山氏が財務副大臣在任中であつたことから、さらなる疑惑が解明されていないのではないかと、国民の間に法務・司法への不満が燃っている。

公明党は「クリーン」を売物にしてきた。党幹部から「前例がなく影響が大きすぎる」との声が出てくる。そのとおりで前例のない悪質さである。しかしこの事件は、遠山氏だけが特別に悪質というより、自民党と連立政権を組んで20年が過ぎ、公明党が政権与党としての驕りと墮落にまみれた政党となつたことを証

明している。

この問題を率直に論評すれば、まず、検察の起訴姿勢が甘いことだ。刑法一九七条の収賄罪の適用があつて然るべきだ。事件の発覚捜査が、公明党ともっとも密着していた菅内閣時代に行われている。検察もさまざまな影響を受けているのだろう。正統派の林真琴検事総長も就任したばかりで、正論を発揮できない事情があつたのかもしれない。裁判もこれだけ悪質な犯罪に「執行猶予」とは、政治との談合判決と言わざるを得ない。

次に、事件の処理が早すぎることだ。21(令和3)年10月の衆院総選挙から22年7月の参院選挙に向け、公明党に政治的配慮を行い、与党にとつての選挙結果を有利にしたと思える。何故、このような不条理なことを平然と行うことが出来るのか。その遠因は、公明党が国会に進出した時につくられている。

宗教団体の創価学会は、1955(昭和30)年の第3回統一地方選挙に幹部会員を立候補させて政界に進出している。翌年の参院選挙で3人(地方区1、全国区2)を当選させて国政に進出した。その後、各種の選挙で健闘し、1961(昭和36)年8月、公明政治連盟を結成し積極的な政治活動に入る。

公明政治連盟の基本要綱と政策は、①核兵器反対、②民主的平和憲法の擁護、③公明選挙・政界の浄化、④参議院の自主的確立である。60年を経た2022年現在の公明党政治と比較して、真逆な反動政治をやっていることに驚く。1964(昭和39)年11月17日には、「公明党」を結成して本格的政党活動を行うことになる。

1965(昭和40)年7月に第7回参議院選挙で野党が大幅に議席を増やす。それまで正副議長を自民党が独占していたことに対し、野党側は社会党に副議長を渡すよう要求して紛糾した。この時期、常任委員長は野党に配分の慣行があり、これを続けることで、副議長問題は協議事項となる。

常任委員長は各党派に比例で配分され、自民10、社会5、公明1となり、議席数に応じた大会派順に常任委員長のポストを選ぶので、第3党の公明党は自社が選んだ残りの「法務委員長」のポストを得ることになった。何故、自社は法務委員長のポストを選ばないのか。それは選挙にあまり役立たないからだ。

その点、公明党にとつてもっとも欲しいポストだつた。その理由は、池田大作創価学会名誉会長が青年部参謀室長時代に逮捕・起訴され、池田氏は無罪とはな



つたが、他の多くの学会員が有罪となった選挙違反事件や、暴力的といわれた折伏活動などでの社会的摩擦・訴訟問題への対応のためだった。

第49回国会会期中の1965年7月30日に、公明党初代の参議院法務委員長に就任したのは、現役の創価学会理事長でもある和泉覚参院議員だった。現役の理事長が就任した事実には、創価学会・公明党がいかにこのポストを重要視していたかを見るのが可能だ。以後、現在まで約半世紀にわたり、参議院法務委員長は公明党が占めている。公明系議員が平成会という会派をつくった時期は、所属は平成会であったが。

公明党が国政に進出するようになった時期から、創価学会は大学生の組織に法学委員会という組織を作るとともに、創価大学の法学部にも国家試験研究室を設置するなど、法曹界に進む人材の育成に注力。1980年代から司法試験の合格者が増加するようになる。創価学会は、そうした人物を会内のエリートコースに乗せるとともに、国会議員にも起用していく。また検事や裁判官にも学会員が多く任用するようになり、時には事件を起こすなどしてマスコミでも話題にもなった。

参議院法務委員長のポストを公明党が、当然のよう

は、臨時大会で矢野―大久保体制に代わって、石田幸四郎委員長、市川雄一書記長の新体制となる。石田委員長は人柄の良さと党内の抗争をまとめ、市川書記長には論理の鋭さと党の基本路線の見直しを期待された。この新体制で公明党は自立路線のもと、新しい生き方を模索するようになる。

石田委員長には権藤恒夫衆院議員が、非公式プレーンとして補佐し、市川書記長との調整役となった。党大会の翌日、権藤議員から電話で「石田委員長の個人的勉強資料として、新しい公明党の基本路線についてのメモを作成してほしい」とのこと。

政治的中立を義務とする国会職員が、こんな要請を受けることは重大問題だ。しかし公明党に議会民主政治を理解してもらうことが、わが国の民主政治定着の最優先との思いで、臆首を覚悟に応じることにした。

5月29日、「新生公明党の基本方針」を届けた。要点は次のとおり。

一、政策の基本方針 ①政治倫理の確立 ②平和政策の実行 ③人間的福祉社会の実現

二、政局の展開の中でどう動くべきか(要旨) ①政局は政党再編へと激動している。来る国政選挙で自民党が激減し、自民党一党支配が崩れよう。②社会党と民

に占有し続けることに、特別に批判や改善要求は出なかった。常任委員長の配分慣行が先例化していた。公明党が野党時代には法務・司法関係者も、影響を受けないように注意をしていた。しかし、自公連立政権が20年も続き、特に第2次安倍政権以来、菅儀偉衆議院議員が内閣官房長官に就くと、公明党と創価学会との密着が目立つようになった。菅自公政権となつてからは、事実上の菅派でさまざまな問題が起こる。

黒川弘務東京高検検事長問題の「黒い霧」の奥には、自公政権と法務・司法の関係に疑惑が渦巻いた。その事態の遠因の一つに、半世紀も続く、参議院での公明党法務委員長の独占事態が影響を与えていると論じておきたい。この問題は参議院のあり方、議会政治の制度というより、政治家の民主政治についての認識の問題である。

遠山元公明党衆議院議員の問題は、議会制民主政治と法務・司法の関係・実態が、腐敗・癒着の限界に來ていることの証である。厳しい国民的監視が必要である。

### 「平成の政治改革と公明党」を始めるに当たって

1989(平成元)年5月21日、公明党の執行部

社党は、総評・同盟の解体、連合の結成の動きで労組の構造変革の流れ、両党は修復を活性化させている。中には公明を崩壊させようとのグループもある。③公明は当面政局に、是々非々で対応すべきである。将来、自民党が変質分裂した場合、どのような取り組みをするか事前に検討すべきである。④近い将来、選挙制度が「小選挙区比例代表制」を導入する可能性があら。これが政局に大きな影響を与えるので、対応を研究する必要がある。

振り返ってみれば、その後の1993(平成5)年8月の「細川非自民連立政権」樹立までの政治展開は、大筋で私のメモで予想したとおりとなった。この間「平成の政治改革」とは、小沢一郎自民党幹事長と後藤田正晴自民党政治改革本部長の指導で行われた。私も1992年に参院議員として参加した。

細川非自民連立政権の成立で「平成の政治改革」の入口が開けたと、自信を深めた私に後藤田先生から「君たちが創価学会を母体とする公明党を政権に入れたのは、日本政治の禁じ手だ」と、説教されたことを記憶している。その時、後藤田先生に「警察官僚の限界」を感じた。2022年の現在、後藤田先生の洞察力に驚くばかりである。